

# 日本語教師養成科

## 修学上のきまりと諸手続き

### [ 授 業 日 ]

月曜日から金曜日までの週 5 日とする。

### [ 授 業 時 間 ]

午前 9 時 10 分始業時刻とする。

授業時間は原則として次の通りとする。

1 時限 9 時 10 分～10 時 00 分

2 時限 10 時 10 分～11 時 00 分

3 時限 11 時 10 分～12 時 00 分

昼休み 12 時 00 分～ 1 時 00 分

4 時限 1 時 00 分～ 1 時 50 分

5 時限 2 時 00 分～ 2 時 50 分

\* 学生は 9 時までに着席し、授業を受ける準備をする。

\* 教室の使用は原則として午後 5 時までとする。午後 5 時以降の使用を希望する場合は、事前に教員に申し出て許可を得なければならない。

### [ 遅 刻 ・ 早 退 ]

20 分以上の遅刻・早退は、1 授業時間数の欠席とみなす。

20 分未満の遅刻・早退は、3 回で 1 授業時間数の欠席とみなす。

\* 授業時間中に一時退出した場合も遅刻・欠席とみなす。

\* 自然災害や人身事故などで交通機関に混乱が生じた場合は遅刻を許容する時間を学校が決定する。

### [ 届 ・ 願 ]

#### (1) 欠席届

3 日以上 2 か月以内の欠席をする場合は、欠席届（本校所定）を教務部に届け出ること。

ただし、病気による欠席は別に医師の診断書を添付すること。

#### (2) 公欠願

次の各号のいずれかに該当する者は、公欠願（本校所定）の提出により公欠を認め出席扱いとする。公欠願（本校所定）は、必要事項を記入の上、証明書類等を添付して担任・主任教員の印をもらい、欠席最終日の翌日から原則として 1 週間以内に教務部に提出すること。

- |                               |     |
|-------------------------------|-----|
| ① 結婚 / 本人                     | 7 日 |
| 2 親等以内の親族                     | 1 日 |
| ② 忌引 / 1 親等の親族、配偶者、同居中の配偶者の父母 | 7 日 |

2 親等 5 日

3 親等、配偶者の父母、配偶者の兄弟姉妹 3 日

\* 遠距離（海外含む）の場合は、別に往復日数（通常 2 日）を加算する。

\* 土、日、祝日は上記日数に含む。

③ 日時を指定された大学への出願・入試および就職活動の際の試験や面接等

日本語教師養成科の学生は、「日本語教育分野の高等教育機関への進学・就職活動」のみ公欠を認める。受験の際は、校名・専攻名（企業等名）を担当に伝え公欠の対象になるか確認の上手続きをすること。

④ 感染症に罹患した場合

学校保健安全法施行規則に規定された感染症に罹患した場合のみ。すべての感染症が公欠になるわけではないので、担任または教務部に確認すること。

⑤ 入国管理局での在留期間更新手続き

担任に相談し、認められれば午後 1 時以降は公欠を認める。入管のサイトで申請日時を予約できるので、授業に支障のないように行くこと。

⑥ 本校が特に正当な理由と認めた場合

### (3) 休学願

病気その他やむを得ない事情により 2 か月以上 1 年以内の休学をする場合は、休学願（本校所定）に、学生証を添えて教務部に提出し、学校長の許可を得ること。ただし、病気による場合は別に医師の診断書を添付すること。

### (4) 復学願

復学する場合は、復学の 1 か月前までに、復学願（本校所定）を教務部に提出し、学校長の許可を得なければならない。ただし、病気により休学をしていた場合は別に医師の診断書を添付すること。

その後、教務部の指示により学費を納入した後に、復学することができる。

※在留資格が「留学」の学生は、復学時に在留資格認定証を取得する必要があるため、復学の 5 か月前までに復学の意思を学校に伝え、必要資料の準備を始めること。

### (5) 退学届

修学不可能な場合は退学届（本校所定）に学生証を添えて教務部に提出し、学校長の許可を得ること。

添付書類は次の通りとする。

① 他校進学の場合・・・進学先の「入学許可書」の写し

② 就職の場合・・・雇用契約書類／（留学生のみ）在留カード（就労ビザ）の写し

③ 病気の場合・・・医師の診断書

④ 帰国の場合（留学生のみ）・・・出国・入国スタンプが押されたパスポートページの  
写真（証明ステッカーの写真も可）・穴の空いた在留カードの写真

※④は帰国後にメール等で提出する

### (6) 追試験願／再試験願

追・再試験を受ける場合は、追・再試験前に追・再試験願（本校所定）に手数料を添えて教務部に提出し、受験票を受け取ること。

- \* (1) ～ (3) の手続きが必要な学生は、担任に休みを申し出てから手続きをすること。
- \* (5) の手続きが必要な学生は、担任に申し出てから手続きをすること。
- \* (6) の手続は、担任からの指示を受けてから手続きをすること。

#### [ 除 籍 ]

次の各号に該当する者は除籍とする。

- (1) 正当な理由がなく1か月以上連続して欠席した者
- (2) 出席が不良で、指導しても改善が認められない者
- (3) 学業劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (4) 素行不良で改善の見込みのない者
- (5) 学校の秩序を著しく乱し、学生の本分に違反したと認められる者
- (6) 正当な理由なく、前後期各納入指定日より3か月以上学費を滞納した者

#### [証明書の交付]

証明書の交付を受けるときは、教務部で所定の用紙に必要事項を記入し、下記手数料の証紙を貼って、交付申請手続きを行う。交付日は申請翌日から3日後、但し英文証明書は2週間後・健康診断書は5日後（土、日、祝日を除く）となるので早めに申請すること。

在 学 証 明 書	200 円
成 績 ・ 出 席 証 明 書	200 円
卒 業 見 込 証 明 書	200 円
卒 業 証 明 書	200 円
在 籍 期 間 証 明 書	200 円
推 薦 書	300 円
そ の 他 の 証 明 書	300 円
英 文 の 証 明 書	500 円
健 康 診 断 証 明 書	500 円

\* 卒業見込み証明書は11月から発行することができる。

\* 出席率が不足しており卒業できないことが判明している場合は、卒業見込証明書を発行することができない。

\* 証明書の内容によっては、通常の交付日より時間がかかることもある。

#### [諸手続き手順]

- (1) 各証明書、学割の発行  
学生から申請→教務部で発行→学生にお渡し
- (2) 各証明書のうち推薦書および他校用紙による証明書

- (担任に申出後) 学生から申請➡教務部で確認・受付・発行➡学生にお渡し
- (3) 公欠願、欠席届、休学願、退学届  
(担任に申出後) 学生から申請➡教務部で記入指導  
➡学生が担任教員の印をもらいに研究室へ➡学生から教務部に提出
- (4) 復学願  
学生から申請➡教務部で記入指導
- (5) 追試験願／再試験願  
(担任からの指示後) 学生から申請➡教務部で記入指導  
➡学生が担任教員の印をもらいに研究室へ➡学生から教務部に提出  
➡学生は受験票 (届出用紙の半券) をもって試験の教室へ

#### [ 変 更 届 ]

下記の変更があった場合は、教務部に届け出ること。

- (1) 本人の住所変更・・・住所変更届 (電話番号含む) を提出すること。  
※留学生は在留カードの両面をコピーし提出すること
- (2) 本人の氏名変更・・・氏名変更届を提出すること。  
※留学生は在留カード・パスポートのコピーも併せて提出すること
- (3) 保護者／保証人の住所変更  
・・・住所変更届 (電話番号含む) を提出すること。
- (4) 保証人の変更 (留学生のみ)・・・保証人変更届を提出すること。

#### [ 学 生 証 ]

学生証は本校の学生であることを証明する大切な証明書なので、常に携帯し、汚したり、紛失したりしないよう心掛けること。万一、学生証を紛失したときは、他人に悪用される恐れがあるため、すみやかに教務部に届け、再発行の手続きをすること。

再発行の手数料は 2,000 円。※留学生の氏名は、国籍にかかわらず英文表記となる。

#### [ 学 割 証 ]

学割証 (学校学生・生徒旅客運賃割引証) の交付を受けるときは、所定の申請用紙に必要事項を記入の上、学生証を提示して教務部へ申し込むこと。

学割証の有効期間は発行日より 3 か月間 (ただし、卒業年次の学割証の有効期限は 3 月 31 日)

使用上の注意：

- ・ JR で片道 100 キロメートルを超えて旅行する場合に有効。
- ・ 1 年間に一人 10 枚まで利用することができる。
- ・ 学割証によって請求した割引普通乗車券は、この学割証の記名者以外の者は使用できない。

### [通学証明書]

JR・私鉄・バス等の通学定期券は、学生証と通学証明書を提示することによって購入できる。

\* 学生証の裏に貼ってある「通学定期乗車券発行控」に通学区間と住所を記入すると、通学証明書の代わりになる。

### [健康診断]

年に1回（4月）学校保健安全法に定められた健康診断を実施する。健康診断では胸部 X線撮影と内科検診等を行う。

### [教務部事務取扱時間]

月曜日～金曜日：午前9時～午後5時（祝日・学園創立記念日を除く）

電話番号 03-3299-2011

## 日本語教師養成科 成績評価と卒業に関する決まり

### [成績評価]

第1条 成績評価は科目ごとのシラバスにある試験、課題等の評価を総合して決定する。  
成績評価の基準は次のとおりとする。

S……100点～90点

A…… 89点～80点

B…… 79点～70点

C…… 69点～60点

F…… 59点以下

\*C以上は合格、Fは不合格とする。

ただし、「中上級模擬実習」を除く特別科目、及び日本語・日本文化基礎科目の「日本の地理・歴史」「音声実技」は以下のとおりとする。

P（合格）

F（不合格）

\*科目ごとに授業中の課題への取り組み態度、及び提出物の提出状況等をみて判断する。

### [試験]

第2条 試験は、以下の通り実施する。

- (1) 小テスト
- (2) 各科目の試験、「まとめテスト」
- (3) 追試験（該当者のみ）
- (4) 再試験（該当者のみ）

### [追試験]

第3条 以下のいずれかの理由によって第2条（2）の試験を受験できなかった者は、第6条の手続きを経ることによって、追試験が認められる。

追試験での成績は、第1条に定める試験の成績と同様その得点をもって評価し、60%未満の得点は不合格とする。

- (1) 病気、けが（診療明細書、領収書、薬の処方箋等、病院からもらった書類のコピー添付。診断書も可。）
- (2) 公欠の場合
- (3) その他、学校が正当と認めた場合

[再試験]

第4条 第2条に定める試験及び第3条に定める追試験において不合格であった者は、再試験を受験することができる。再試験の得点は上限を60%として評価し、60%未満の得点は不合格とする。

[試験の不正行為]

第5条 第2条に定めた試験において不正行為ありと認められた者は、その試験の得点を0点とする。

[追試験・再試験の手続き]

第6条 追・再試験を受験するものは、所定の用紙に必要事項を記入し、下記の手数料を添えて教務部に提出し、受験票を担任教員に提出することによって、追・再試験を受験することができる。ただし、出席扱いとはならない。  
追・再試験料は1科目1000円とする。\*感染症等公欠の場合は、手数料は発生しない。

[課題及び日本語教育実習]

第7条 評価の対象となる課題及び日本語教育実習の評価は、日本語教師養成科の評価基準により、評価される。

[卒業]

第8条 卒業資格は、以下の通りとする。

- (1) 入学から卒業前月末日までの総出席率が90%以上であること。
- (2) 第2条に定める試験を全て受験していること。
- (3) 全ての科目の評価がC以上、またはPであること。

[卒業資格喪失]

第9条 次の項目のいずれかに該当する者は卒業資格喪失となる。

- (1) 入学から卒業前月末日までの総出席率が90%未満の者。
- (2) 第2条(2)に定める試験未受験の者。
- (3) 履修した科目の評価にF評価がある者。

# 日本語教師養成科 BIL 学生生活マニュアル

## 授業について

[遅刻・欠席などについて]

- ① 自分の家に住んでいる時のように朝起こしてくれる人がいないので、夜更かしをしないなどのセルフコントロールが大事です。  
特に朝は毎日のように電車が遅れますが、駅でもらえる遅延証明は認めないので、電車が遅れていても間に合う時間に家を出るようにしてください。  
また、授業の途中で離席し長時間戻って来なければ、仮に体調不良等によるトイレ等であっても「遅刻」「早退」または「欠席」となります。
- ② 病気・事故・個人的な用事など、どんな理由でも授業を休めば「欠席」になります。
- ③ 欠席するときは必ず学校に連絡をしなければいけませんが、連絡しても「欠席」であることには変わりはありません。ただし、学校保健安全法で定められた感染症（インフルエンザなど）は登校禁止になるため所定の届け出をすれば「公欠」となり、「出席」の扱いになります。また、日本語教育分野の高等教育機関への進学や、日本語教育機関・関連企業への就職活動も、所定の届出をすれば「公欠」になり「出席」の扱いになります。所定の届出には証明書類が必要になります。
- ④ 教務部では本人に現状の出席状況を教えることのみできます。「あと何日休んでも大丈夫ですか？」などの質問に答えることはできません。

[授業やテストについて]

- ① 出席率が 90%未満の人は卒業資格喪失となります。  
出席率は1時限ごとに計算するので、1日休むと5時限欠席したことになります。  
留学ビザの更新など、出席率に関する入国管理局の審査が厳しくなっています。常に 90%以上を心がけるようにしてください。
- ② 毎週授業のスケジュールを連絡するので、それを確認して必要な予習をしてください。
- ③ スマートフォンやタブレットの通知やメッセージが自動的に出てくる設定などは集中できず授業の妨げになる場合があります。「集中モード」等を使用するなど自分で授業に集中しやすい設定にしてください。
- ④ 授業風景や板書、スクリーンなどを許可なく写真に撮ることは禁止です。メモの代わりに板書やスクリーンを撮影したい場合は教員の許可を得てください。ブログや SNS などにクラスメイトや教師、授業風景などの写真、動画などを本人の許可なく投稿することは肖像権侵害などの問題があるのでしてはいけません。
- ⑤ 授業中に配布されるプリント類をなくした場合は、自費で再コピーしなければなりません。自分の責任でプリント類を整理し、なくさないように注意してください。
- ⑥ どんなテストでも不正をすると、0点になります。

[教科書購入について]

購入するテキスト類については学科オリエンテーション、または授業内で指示があります。

### 通学について

[自動車・バイクでの通学禁止について]

本学園では、自動車・バイクによる通学を禁止しています。

学園内あるいは路上に駐車をすると、通行の妨げになり、他人に迷惑をかけることになり、ますので絶対にしないでください。なお、違反者は担任から警告を受けます。

[自転車の利用について]

文化学園の駐輪場を利用する場合は、必ず教務部の許可を得なければなりません。また、自転車を買ったら必ず、防犯登録をし、保険に入らなければなりません。

日本では自転車にも道路交通法による罰則が科せられます。さらに、通学中であるか否かにかかわらず、自転車による事故で被害者がいる場合、治療費や慰謝料等を請求される事案が多くみられます。自転車に乗る場合は道路交通法を遵守してください。

[交通事故について]

交通事故は、事故発生後すぐに警察に報告する義務があります。交通事故に遭ってしまったら、「急いでいるから」「大したことないから」と考えずに、まず警察に事故発生を連絡して警察官の立会いを求めてください。そして、相手の住所・氏名・電話番号を必ず確認してください。

自分や相手が負傷した場合には、そのときは大ケガに感じられなくても、時間が経つと痛みが激しくなったり、後遺症が残ることもあるので、必ず病院に行き診断・治療を受けることが必要です。

### 禁煙について

健康増進法の改正および東京都受動喫煙防止条例に基づき、2021年4月1日に学園敷地内を全面禁煙といたしました。が、近隣各所にて喫煙に係る諸問題が起こっている現状により、学園の敷地内に一時的に喫煙所を再設置せざるを得ないという結論になり、2022年9月5日からH館跡地に喫煙所を設置しました。喫煙所の利用者は、注意事項・喫煙ルール等を厳守して使用してください。

### 禁酒について

本学園では、お酒を飲むこと、学校に持って来ることを禁止しています。ノンアルコール飲料も禁止です。

## 防犯について

### [貴重品の盗難について]

学園での盗難がしばしば発生しています。学園としては、その防止につとめていますが、必ずしも成果があがっていません。そこで各自が常時十分に注意することが必要です。特に次の事項については厳守してください。

1. パソコン教室、CALL 教室等での授業の時は貴重品を携行する。
  2. かばん・携帯電話などの所持品を教室の机や、トイレの棚などに置いたまま離れない。
- 万一、盗難にあったら、ただちに教務部に届け出てください。

### [宗教の勧誘禁止について]

学内での宗教の勧誘は禁止です。学内で宗教の勧誘を受けた場合は、クラス担任の先生か教務部に連絡をしてください。

## 健康管理について

意義ある学生生活を送るためには、健康が大切です。本校では、学生の健康管理に細心の注意を払うよう努力していますが、健康維持は、まず本人の努力によるところが多いのは、言うまでもありません。規則正しい生活を心がけましょう。

本校には健康管理センター（A 館 4 階）があります。健康管理センターでは急な病気やけがの応急処置および病院の紹介なども行っています。遠慮なく相談してください。

また、学生生活支援室もあります。学生生活支援室には「なんでも相談室」、「だれでも談話室」、「学習サポート塾」などの各種相談窓口があり、将来の進路や日常生活の悩み、心の健康、学習面の相談まで、幅広く相談に応じているので、不安があれば気楽に利用してください。

## 学内美化について

学園内の教室やパソコン室、CALL 教室などは全員が共通に使用する場ですから、「汚さず、散らかさず」を各自心がけてください。また各教室については掃除を分担し、責任をもって役割にあたってください。なお、ゴミは種類によって分別して捨てることになっていますので指示に従ってください。

## 異文化交流について

この学校にはいろいろな国・地域出身の学生がいて、それぞれ文化や習慣、宗教などが違います。お互いに違いを理解し合い、尊重しあって、楽しく勉強してください。日本での生活はみなさんの文化や習慣と違う部分があると思いますが、なるべく早く慣れて、勉強に集中できるように頑張ってください。

その他、困ったことは何でも教務部のスタッフ、担任の先生に相談してください。